

議案第 6 号

交野市立義務教育諸学校教科用図書選定
委員会条例等の一部を改正する条例について

交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 令和 7 年 4 月 1 日付け機構改革に伴い、教育指導部が学校教育等、学校運営に関する事務を所管することから、関係する条例について所要の改正を行いたいため。

交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例等の一部を改正する条例案

交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例等の一部を改正する条例

(交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例の一部改正)

第1条 交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条中「学校教育部」を「教育指導部」に改める。

(交野市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正)

第2条 交野市いじめ問題対策連絡協議会条例（平成29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「学校教育部」を「教育指導部」に改める。

(交野市立学校いじめ対策審議会条例の一部改正)

第3条 交野市立学校いじめ対策審議会条例（平成29年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条中「学校教育部」を「教育指導部」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。